

ビジネス定期積金

積金について

- ① 本定期積金は「ビジネス定期積金」と称します。
- ② 本定期積金の預金対象者は法人の方に限ります。
- ③ 本定期積金の契約期間は以下となります。
 - ・月掛 1 年(12 回)
 - ・月掛 2 年(24 回)
 - ・月掛 3 年(36 回)
 - ・月掛 4 年(48 回)
 - ・月掛 5 年(60 回)
- ④ 払込金額は毎月 5 万円以上（1,000 円単位）のお取り扱いとなります。
- ⑤ 本定期積金は毎月指定の約定掛込日に普通預金等からの自動振替により掛け込みいたします。
（先掛入金はできません）
- ⑥ お預け入れ時の「ビジネス定期積金」の利率を契約期間における掛込残高積数に利回りを乗じて計算します。
- ⑦ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または遅延利息をいただきます。
- ⑧ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「スーパー積金規定」によるものとします。

2025 年 4 月 1 日現在
横浜幸銀信用組合

（ご参考）

「ビジネス定期積金」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構ホームページにてご確認ください。

(<https://www.dic.go.jp>)